

R7.4～ 自主点検表【介護予防通所介護相当サービス】

規定事項	内容（舞鶴市要綱等より） ↓ 基準を満たしていれば、√をつける	備考
【基本事項】 基本方針	<input type="checkbox"/> 1 介護予防通所介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	
【人員】 人員に関する基準	<input type="checkbox"/> 1 介護予防通所介護相当サービスの事業を行う者(以下「介護予防通所介護相当サービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「介護予防通所介護相当サービス事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この章において「介護予防通所介護相当サービス従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 生活相談員 介護予防通所介護相当サービスの提供日ごとに、介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員(専ら当該介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数 (2) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、専ら当該介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数 (3) 介護職員 介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当該介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員(専ら当該介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該介護予防通所介護相当サービスを提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における介護予防通所介護相当サービス又は指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護の利用者。以下この条、次条及び第47条において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数 (4) 機能訓練指導員 1以上 	

R7.4～ 自主点検表【介護予防通所介護相当サービス】

規定事項	内容（舞鶴市要綱等より） ↓ 基準を満たしていれば、√をつける	備考
	2 介護予防通所介護相当サービス事業所の利用定員(当該介護予防通所介護相当サービス事業所において同時に介護予防通所介護相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当該介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。	
<input type="checkbox"/>	3 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該介護予防通所介護相当サービスに従事させなければならない。	
	4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の介護予防通所介護相当サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。	
	5 前各項の介護予防通所介護相当サービスの単位は、介護予防通所介護相当サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。	
	6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該介護予防通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。	
<input type="checkbox"/>	7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。	
	8 介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第6項まで又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	
【人員】 管理者	<input type="checkbox"/> 1 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、介護予防通所介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該介護予防通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	
【設備】 設備に関する 基準	<input type="checkbox"/> 1 介護予防通所介護相当サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに介護予防通所介護相当サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。	

R7.4～ 自主点検表【介護予防通所介護相当サービス】

規定事項	内容（舞鶴市要綱等より） ↓ 基準を満たしていれば、√をつける	備考
	<p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 食堂及び機能訓練室</p> <p>ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p> <p>(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</p>	
	<p><input type="checkbox"/> 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該介護予防通所介護相当サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。</p>	
	<p><input type="checkbox"/> 4 前項ただし書の場合(介護予防通所介護相当サービス事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に介護予防通所介護相当サービス以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。</p>	
	<p>5 介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	
<p>【運営】 内容及び手続きの説明及び同意</p>	<p><input type="checkbox"/> 1 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第49条に規定する運営規程の概要、介護予防通所介護相当サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>	

R7.4～ 自主点検表【介護予防通所介護相当サービス】

規定事項	内容（舞鶴市要綱等より） ↓ 基準を満たしていれば、√をつける	備考
<input type="checkbox"/>	<p>2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p> <p>ア 介護予防通所介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 介護予防通所介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、介護予防通所介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第60条において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p>	
<input type="checkbox"/>	<p>3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p>	
<input type="checkbox"/>	<p>4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、介護予防通所介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p>	
<input type="checkbox"/>	<p>5 介護予防通所介護相当サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第2項各号に規定する方法のうち介護予防通所介護相当サービス事業者が使用するもの</p> <p>(2) ファイルへの記録の方式</p>	

R7.4～ 自主点検表【介護予防通所介護相当サービス】

規定事項	内容（舞鶴市要綱等より） ↓ 基準を満たしていれば、√をつける	備考
	<p>6 前項の規定による承諾を得た介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。 ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	
【運営】 提供拒否の禁止	<p>1 介護予防通所介護相当サービス事業者は、正当な理由なく介護予防通所介護相当サービスの提供を拒んではならない。</p>	
	<p>2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該介護予防通所介護相当サービス事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な介護予防通所介護相当サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業(法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。)の実施者(以下「介護予防支援事業者等」という。)への連絡、適当な他の介護予防通所介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>	
【運営】 サービス提供 困難時の対応	<p>1 介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該介護予防通所介護相当サービス事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な介護予防通所介護相当サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業(法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。)の実施者(以下「介護予防支援事業者等」という。)への連絡、適当な他の介護予防通所介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>	
【運営】 受給資格等の 確認	<p>1 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間(省令第140条の62の4第2号に規定する第1号被保険者にあつては、被保険者資格及び同号に規定する厚生労働大臣が定める基準の該当の有無)を確かめるものとする。</p>	
	<p>2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護予防通所介護相当サービスを提供するように努めなければならない。</p>	
【運営】 要支援認定の 申請に係る援助	<p>1 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者(省令第140条の62の4第2号に規定する者を除く。)については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p>	

R7.4～ 自主点検表【介護予防通所介護相当サービス】

規定事項	内容（舞鶴市要綱等より） ↓ 基準を満たしていれば、√をつける	備考
	2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。	
【運営】 心身の状況等の把握	1 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	
【運営】 介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携	1 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	
	2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	
【運営】 第1号事業支給費の支給を受けるための援助	1 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画又は第1号介護予防支援事業による支援により作成される計画の作成を介護予防支援事業者等に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、法第115条の45の3第1項の第1号事業支給費(以下「第1号事業支給費」という。)の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。	
【運営】 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供	1 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画(省令第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画(第1号介護予防支援事業による支援により作成される計画を含む。)を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った介護予防通所介護相当サービスを提供しなければならない。	
【運営】 介護予防サービス計画の変更の援助	1 介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。	

R7.4～ 自主点検表【介護予防通所介護相当サービス】

規定事項	内容（舞鶴市要綱等より） ↓ 基準を満たしていれば、√をつける	備考
【運営】 サービスの提供の記録	<input type="checkbox"/> 1 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスを提供した際には、当該介護予防通所介護相当サービスの提供日及び内容、当該介護予防通所介護相当サービスについて支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。	
	<input type="checkbox"/> 2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。	
【運営】 利用料の受領	<input type="checkbox"/> 1 介護予防通所介護相当サービス事業者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできる介護予防通所介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防通所介護相当サービスに係る介護予防通所介護相当サービス費用基準額(省令第140条の63の2第1項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額(当該額が現に当該介護予防通所介護相当サービスに要した費用の額を超えるときは、当該介護予防通所介護相当サービスに要した費用の額とする。)をいう。以下この条において同じ。)から当該介護予防通所介護相当サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。	
	<input type="checkbox"/> 2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできない介護予防通所介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、介護予防通所介護相当サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。	
	<input type="checkbox"/> 3 介護予防通所介護相当サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 (2) 食事の提供に要する費用 (3) おむつ代 (4) 前3号に掲げるもののほか、介護予防通所介護相当サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用	
	<input type="checkbox"/> 4 前項第2号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号)の例による。	
	<input type="checkbox"/> 5 介護予防通所介護相当サービス事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	
	<input type="checkbox"/> 6 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付しなければならない。	

R7.4～ 自主点検表【介護予防通所介護相当サービス】

規定事項	内容（舞鶴市要綱等より） ↓ 基準を満たしていれば、√をつける	備考
	7 前項の領収証には、介護予防通所介護相当サービスに係る介護予防通所介護相当サービス費用基準額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。	
【運営】 第1号事業支給費の請求のための証明書の交付	1 介護予防通所介護相当サービス事業者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできない介護予防通所介護相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した介護予防通所介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	
【運営】 利用者に関する市への通知	1 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。 (1) 正当な理由なしに介護予防通所介護相当サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたとき又は要介護状態になったとき。 (2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費を受け又は受けようとしたとき。	
【運営】 緊急時等の対応	1 介護予防通所介護相当サービス従業者は、現に介護予防通所介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	
【運営】 管理者の責務	1 介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者の管理及び介護予防通所介護相当サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行うものとする。	
	2 介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、当該介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。	
【運営】 運営規程	1 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 介護予防通所介護相当サービスの利用定員 (5) 介護予防通所介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額 (6) 通常の事業の実施地域 (7) サービス利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他運営に関する重要事項	
【運営】 勤務体制の確保等	1 介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な介護予防通所介護相当サービスを提供できるよう、介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。	

R7.4～ 自主点検表【介護予防通所介護相当サービス】

規定事項	内容（舞鶴市要綱等より） ↓ 基準を満たしていれば、√をつける	備考
	<p>2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに、当該介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者によって介護予防通所介護相当サービスを提供しなければならない。</p> <p>ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>	
	<p>3 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該介護予防通所介護相当サービス事業者は、全ての介護予防通所介護相当サービス従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	
	<p>4 介護予防通所介護相当サービス事業者は、適切な介護予防通所介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所介護相当サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	
【運営】 業務継続計画 の策定等	<p>1 介護予防通所介護相当サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>	
	<p>2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p>	
	<p>3 介護予防通所介護相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>	
【運営】 衛生管理等	<p>1 介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p>	
	<p>2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該介護予防通所介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該介護予防通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともにその結果について、介護予防通所介護相当サービス従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該介護予防通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該介護予防通所介護相当サービス事業所において、介護予防通所介護相当サービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>	

R7.4～ 自主点検表【介護予防通所介護相当サービス】

規定事項	↓	内容（舞鶴市要綱等より） 基準を満たしていれば、√をつける	備考
【運営】 掲示	<input type="checkbox"/>	1 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防通所介護相当サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。	
	<input type="checkbox"/>	2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、重要事項を記載した書面を当該介護予防通所介護相当サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。	
	<input type="checkbox"/>	3 介護予防通所介護相当サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	
【運営】 秘密保持等	<input type="checkbox"/>	1 介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	
	<input type="checkbox"/>	2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。	
	<input type="checkbox"/>	3 介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。	
【運営】 広告	<input type="checkbox"/>	1 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。	
【運営】 介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止	<input type="checkbox"/>	1 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	
【運営】 苦情処理	<input type="checkbox"/>	1 介護予防通所介護相当サービス事業者は、提供した介護予防通所介護相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	
	<input type="checkbox"/>	2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	
	<input type="checkbox"/>	3 介護予防通所介護相当サービス事業者は、提供した介護予防通所介護相当サービスに関し、法第115条の45の7の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	

R7.4～ 自主点検表【介護予防通所介護相当サービス】

規定事項	内容（舞鶴市要綱等より） ↓ 基準を満たしていれば、√をつける	備考
【運営】 地域との連携 等	<input type="checkbox"/> 1 介護予防通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	
	<input type="checkbox"/> 2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した介護予防通所介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	
	<input type="checkbox"/> 3 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して介護予防通所介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても介護予防通所介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。	
【運営】 事故発生時の 対応	<input type="checkbox"/> 1 介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	
	<input type="checkbox"/> 2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	
	<input type="checkbox"/> 3 介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	
	<input type="checkbox"/> 4 介護予防通所介護相当サービス事業者は、第46条第4項の介護予防通所介護相当サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。	
	<input type="checkbox"/> 4 介護予防通所介護相当サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。	
【運営】 虐待の防止	<input type="checkbox"/> 1 介護予防通所介護相当サービス事業者は虐待の発生又はその再発を防止するため次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該介護予防通所介護相当サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防通所介護相当サービス従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該介護予防通所介護相当サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該介護予防通所介護相当サービス事業所において、介護予防通所介護相当サービス従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	

R7.4～ 自主点検表【介護予防通所介護相当サービス】

規定事項	内容（舞鶴市要綱等より） ↓ 基準を満たしていれば、√をつける	備考
【運営】 会計の区分	<input type="checkbox"/> 1 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、介護予防通所介護相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。	
【運営】 定員の遵守	<input type="checkbox"/> 1 介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用定員を超えて介護予防通所介護相当サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	
【運営】 非常災害対策	<input type="checkbox"/> 1 介護予防通所介護相当サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	
	<input type="checkbox"/> 2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	
【運営】 記録の整備	<input type="checkbox"/> 1 介護予防通所介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。	
	<input type="checkbox"/> 2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 介護予防通所介護相当サービスに関する計画 (2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第57条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	
【運営】 介護予防通所介護相当サービスの基本取扱方針	<input type="checkbox"/> 1 介護予防通所介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。	
	<input type="checkbox"/> 2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、自らその提供する介護予防通所介護相当サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。	
	<input type="checkbox"/> 3 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。	

R7.4～ 自主点検表【介護予防通所介護相当サービス】

規定事項	内容（舞鶴市要綱等より） ↓ 基準を満たしていれば、√をつける	備考
	<input type="checkbox"/> 4 介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。	
	<input type="checkbox"/> 5 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。	
【運営】 介護予防通所介護相当サービスの具体的取扱方針	<input type="checkbox"/> 1 介護予防通所介護相当サービスの方針は、第43条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。 (2) 介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護相当サービスに関する計画を作成するものとする。 (3) 介護予防通所介護相当サービスに関する計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。 (4) 介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、介護予防通所介護相当サービスに関する計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 (5) 介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、介護予防通所介護相当サービスに関する計画を作成した際には、当該介護予防通所介護相当サービスに関する計画を利用者に交付しなければならない。 (6) 介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防通所介護相当サービスに関する計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。 (7) 介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。 (8) 介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (10) 介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。 	

R7.4～ 自主点検表【介護予防通所介護相当サービス】

規定事項	内容（舞鶴市要綱等より） ↓ 基準を満たしていれば、√をつける	備考
	<p>(11) 介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、介護予防通所介護相当サービスに関する計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所介護相当サービスに関する計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該介護予防通所介護相当サービスに関する計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所介護相当サービスに関する計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。</p> <p>(12) 介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。</p> <p>(13) 介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護相当サービスに関する計画の変更を行うものとする</p> <p>(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防通所介護相当サービスに関する計画の変更について準用する。</p>	
<p>【運営】 介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっての留意点</p>	<p><input type="checkbox"/> 1 介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。</p> <p>(1) 介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、第1号介護予防支援事業又は介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、介護予防通所介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。</p> <p>(2) 介護予防通所介護相当サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。</p> <p>(3) 介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。</p>	
<p>【運営】 安全管理体制の確保</p>	<p><input type="checkbox"/> 1 介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。</p>	
	<p><input type="checkbox"/> 2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。</p>	
	<p><input type="checkbox"/> 3 介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。</p>	

R7.4～ 自主点検表【介護予防通所介護相当サービス】

規定事項	内容（舞鶴市要綱等より） ↓ 基準を満たしていれば、√をつける	備考
	<input type="checkbox"/> 4 介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	
【運営】 電磁的記録等	1 指定事業者及び指定事業として行うサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第55条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。	
	2 指定事業者及び指定事業として行うサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。	
【報酬】 通所型サービス費	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき) (1) 事業対象者・要支援1 1,798単位 (2) 事業対象者・要支援2 3,621単位	舞鶴市ではイのみ算定可能
介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準より	㊦ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき) (1) 事業対象者・要支援1 436単位 (2) 事業対象者・要支援2 447単位	
	<input type="checkbox"/> 1 看護職員(指定相当訪問型サービス等基準第48条第1項第2号に規定する看護職員をいう。以下同じ。)又は介護職員の員数を置いているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所(同条第1項に規定する指定相当通所型サービス事業所をいう。以下同じ。)において、指定相当通所型サービスを行った場合に、介護予防サービス計画に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。 ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。	
	2 利用者が事業対象者(介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に定める者をいう。以下同じ。)であって、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の指定相当通所型サービスが必要とされた場合についてはイ(1)又は㊦(1)に掲げる所定単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度の指定相当通所型サービスが必要とされた場合についてはイ(2)又は㊦(2)に掲げる所定単位数を、それぞれ算定する。	舞鶴市ではイのみ算定可能
	3 ㊦(1)については、1月につき4回、㊦(2)については、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。	舞鶴市ではイのみ算定可能

R7.4～ 自主点検表【介護予防通所介護相当サービス】

規定事項	内容（舞鶴市要綱等より） ↓ 基準を満たしていれば、√をつける	備考
高齢者虐待防止措置未実施減算	4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。	
業務継続計画未策定減算	5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	6 通所型サービス従業者(指定相当訪問型サービス等基準第48条第1項に規定する通所型サービス従業者をいう。)が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定相当通所型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。	
	7 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービス費は、算定しない。	
	8 イについて、利用者が一の指定相当通所型サービス事業所において指定相当通所型サービスを受けている間は、当該指定相当通所型サービス事業所以外の指定相当通所型サービス事業所が指定相当通所型サービスを行った場合に、通所型サービス費は、算定しない。	
同一建物減算	9 指定相当通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定相当通所型サービス事業所と同一建物から当該指定相当通所型サービス事業所に通う者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。 ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。 (1) イ(1)を算定している場合(1月につき) 376単位 (2) イ(2)を算定している場合(1月につき) 752単位 (3) ロを算定している場合(1回につき) 94単位	舞鶴市ではイのみ算定可能
送迎減算	10 利用者に対して、その居宅と指定相当通所型サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位(イ(1)を算定している場合は1月につき376単位を、イ(2)を算定している場合は1月につき752単位を限度とする。)を所定単位数から減算する。ただし、注9を算定している場合は、この限りでない。	

R7.4～ 自主点検表【介護予防通所介護相当サービス】

規定事項	内容（舞鶴市要綱等より） ↓ 基準を満たしていれば、√をつける	備考
生活機能向上グループ活動加算	<p data-bbox="343 197 375 230">□</p> <p data-bbox="438 197 470 230">ハ</p> <p data-bbox="502 197 1005 230">生活機能向上グループ活動加算 100単位</p> <p data-bbox="478 257 1228 481">次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動(以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p data-bbox="478 481 1228 571">ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。</p> <p data-bbox="502 604 1228 918">イ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。)その他通所型サービス従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービス計画(指定相当訪問型サービス等基準第63条第2号に規定する通所型サービス計画をいう。以下同じ。)を作成していること。</p> <p data-bbox="502 929 1228 1108">ロ 通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。</p> <p data-bbox="502 1120 1228 1176">ハ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。</p>	
若年性認知症利用者受入加算	<p data-bbox="438 1227 470 1261">ニ</p> <p data-bbox="502 1227 981 1261">若年性認知症利用者受入加算 240単位</p> <p data-bbox="478 1288 1228 1534">受け入れた若年性認知症利用者(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。)ごとに個別の担当者を定めているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して指定相当通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p>	

R7.4～ 自主点検表【介護予防通所介護相当サービス】

規定事項	内容（舞鶴市要綱等より） ↓ 基準を満たしていれば、√をつける		備考
栄養アセスメント加算	ホ	<p>栄養アセスメント加算 50単位</p> <p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。</p> <p>イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>ロ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(への注において「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。</p> <p>ハ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p> <p>ニ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない指定相当通所型サービス事業所であること。</p>	
栄養改善加算	へ	<p>栄養改善加算 200単位</p> <p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。</p> <p>ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>ホ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない指定相当通所型サービス事業所であること。</p>	

R7.4～ 自主点検表【介護予防通所介護相当サービス】

規定事項	内容（舞鶴市要綱等より） ↓ 基準を満たしていれば、√をつける		備考
口腔機能向上加算	ト	<p>口腔機能向上加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及びチにおいて「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ 口腔機能向上加算(Ⅰ) 150単位 ロ 口腔機能向上加算(Ⅱ) 160単位</p>	
一体的サービス提供加算	チ	<p>一体的サービス提供加算 480単位</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>ただし、へ又はトを算定している場合は、算定しない。</p>	
サービス提供体制強化加算	リ	<p>サービス提供体制強化加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が利用者に対し指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (一) 事業対象者・要支援1 88単位 (二) 事業対象者・要支援2 176単位 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (一) 事業対象者・要支援1 72単位 (二) 事業対象者・要支援2 144単位 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (一) 事業対象者・要支援1 24単位 (二) 事業対象者・要支援2 48単位</p>	

R7.4～ 自主点検表【介護予防通所介護相当サービス】

規定事項	内容（舞鶴市要綱等より） ↓ 基準を満たしていれば、√をつける		備考
生活機能向上連携加算	ヌ	<p>生活機能向上連携加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、イについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、ロについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ 生活機能向上連携加算(I) 100単位 ロ 生活機能向上連携加算(II) 200単位</p>	
口腔・栄養スクリーニング加算	ル	<p>口腔・栄養スクリーニング加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する通所型サービス従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。</p> <p>(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(I) 20単位 (2) 口腔・栄養スクリーニング加算(II) 5単位</p>	
科学的介護推進体制加算	ヲ	<p>科学的介護推進体制加算 40単位</p> <p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し指定相当通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>イ 利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値をいう。)、栄養状態、口腔機能、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。</p> <p>ロ 必要に応じて通所型サービス計画を見直すなど、指定相当通所型サービスの提供に当たって、イに規定する情報その他指定相当通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。</p>	

R7.4～ 自主点検表【介護予防通所介護相当サービス】

規定事項	内容（舞鶴市要綱等より） ↓ 基準を満たしていれば、√をつける		備考
介護職員等処遇改善加算	ワ	<p>介護職員等処遇改善加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等処遇改善加算(I) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等処遇改善加算(II) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算(III) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員等処遇改善加算(IV) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数</p>	